

新型インフルエンザ対策のための
地方公共団体関係者との実務者検討協議会

新型インフルエンザ対策のための
法制のたたき台

～適確な危機管理のために～

平成24年2月2日
内閣官房新型インフルエンザ等対策室

新型インフルエンザ等対策特別措置法案(仮称)について

～危機管理としての新型インフルエンザ等対策のために～

新型インフルエンザの脅威から国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済の安定を確保するための措置を的確かつ迅速に実施する。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成
- ② 指定公共機関(電力、ガス、医療、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 発生時における対策本部の設置

新型インフルエンザ等発生時の国、都道府県の対策本部設置等

(3) 海外発生時の水際対策の適確な実施及び国内発生時の初動の強化

緊急事態宣言

感染力・病原性が非常に高いおそれがあり、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 新型インフルエンザによる緊急事態発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、集会等の制限等の要請・指示
- ② 予防接種の実施
- ③ 医療提供体制の確保(医師等への要請・指示等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 緊急物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資



等

- 新型インフルエンザと同様の影響を持つ未知の新感染症にも適用
- 施行期日: 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

責務等【災害対策基本法等の例】

国の責務

- 万全の措置を講ずること
- 地方公共機関・指定公共機関が実施する措置を的確かつ迅速に支援

地方公共団体の責務

- 自らの計画と国が作成する基本的な方針に基づき、措置を的確かつ迅速に実施
- 区域内の関係機関が実施する措置を総合的に推進

指定(地方)公共機関の責務

- 業務計画で定めるところにより、自らの業務を推進

事業者及び国民の責務

- 予防の努力
- 措置の実施に関して協力するよう努力

基本的人権の尊重

- 「国民の自由と権利」を尊重し、必要最低限の制限

行動計画・業務計画

危機管理には、事前の準備が必要

あらかじめ、行動計画（国及び地方公共団体）、業務計画（指定公共機関）を作成

○行動計画（平成23年9月20日新型インフルエンザ対策閣僚会議決定）における主な事項

未発生期

- ・ 訓練・物資の備蓄等
- ・ 発生状況・動向・原因の調査（サーベイランス）
- ・ 水際対策の適確な実施（検疫強化、停留施設の確保等）
- ・ 新型インフル感染疑い者向け専用外来（「帰国者・接触者外来」）の設置
- ・ 在外邦人に対する支援（早期帰国呼びかけ）
- ・ 入院措置

海外発生期

国内発生早期

- ・ 患者の発生状況の把握
- ・ 限定された初発地域での外出・集会自粛等の要請、予防医療
- ・ 医療関係者、社会機能維持事業者の先行的予防接種、国民の予防接種
- ・ 医療関係者への医療従事の要請及び指示及びこれらに伴う措置、臨時の医療施設の開設及び特例
- ・ 電気、ガス、運送等の指定（地方）公共機関による業務計画に基づく必要な措置の実施
- ・ 緊急物資の輸送・物資の売渡し、土地等の使用等に関する要請又は収用等
- ・ 埋火葬の特例
- ・ 生活関連物資等の価格の安定
- ・ 行政・民事上の申請期限・履行期限の延長等
- ・ 政策金融の実施
- ・ 社会・経済機能の回復

国内感染期

小康期

○業務計画における主な事項

- ・ 欠勤者を想定し、事業継続に不可欠な重要業務への重点化
- ・ 職場における感染予防策

指定（地方）公共機関

指定公共機関とは

- 独立行政法人等の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人等
- 責務：①業務計画の作成及び国（都道府県）への報告、②発生時における計画の実施

【災害対策基本法における指定公共機関の例】

業種	事業者名	業種	事業者名	業種	事業者名	
電気	沖縄電力株式会社	鉄道	北海道旅客鉄道株式会社	空港管理	関西国際空港株式会社	
	関西電力株式会社		東日本旅客鉄道株式会社		中部国際空港株式会社	
	九州電力株式会社		東海旅客鉄道株式会社		成田国際空港株式会社	
	四国電力株式会社		西日本旅客鉄道株式会社	金融	日本銀行	
	中国電力株式会社		四国旅客鉄道株式会社	報道	日本放送協会	
	中部電力株式会社		九州旅客鉄道株式会社	通信	日本電信電話株式会社	
	東京電力株式会社		日本貨物鉄道株式会社		東日本電信電話株式会社	
	東北電力株式会社		道路管理		東日本高速道路株式会社	西日本電信電話株式会社
	北陸電力株式会社				首都高速道路株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
	北海道電力株式会社				中日本高速道路株式会社	KDDI株式会社
	電源開発株式会社	西日本高速道路株式会社			株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	
	日本原子力発電株式会社	阪神高速道路株式会社	株式会社ディーディーアイ			
	ガス	大阪瓦斯株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社	郵便	郵便事業株式会社	
東京瓦斯株式会社		日本通運株式会社	郵便局株式会社			
東邦瓦斯株式会社			医療	日本赤十字社		

行政機関だけでは新型インフルエンザ対策の適確な実施は困難
指定（地方）公共機関による協力が必要

新型インフルエンザ緊急事態措置

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれ

国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれ

新型インフルエンザ緊急事態

国は、区域及び期間を定めて、**新型インフルエンザ緊急事態を宣言**

① 不要不急の外出の自粛の要請、学校、集会等の制限等の要請及び指示（参考1）

② 予防接種（参考2）

③ 医療関係者への医療等の実施の要請及び指示並びに臨時の医療施設の開設及び特例（参考3）

④ 電気、ガス、運送等の指定（地方）公共機関等は、業務計画に基づき必要な措置を実施（参考4）

⑤ 緊急物資の輸送・物資の売渡し・土地等の使用等に関する要請又は収用等（参考5）

⑥ 埋火葬の特例（参考6）

⑦ 生活関連物資等の価格の安定（参考7）

⑧ 行政・民事上の申請期限・履行期限の延長等（参考8）

⑨ 政策金融の実施（参考9）

（参考1）「兵庫県新型インフルエンザ対策検証報告書（平成21年9月）」によれば、接触者に対する外出自粛要請、学校休業及び催物の自粛等により感染拡大防止に一定の効果があつた一方、法の根拠がないため徹底が不十分との報告もある。

（参考2）・2000万人分の「プレパンドミックワクチン」を備蓄（H23.12現在）。1000万人分の「プレパンドミックワクチン」を備蓄予定。4次補正案において、1000万人分の予算を計上。
・平成25年度中を目途に全国民分のパンデミックワクチンを約半年で生産可能な体制を構築。

（参考3）・国民保護法においても同様の規定あり。
・約6260万人の抗インフル薬を備蓄（H23.12現在）。4次補正案において、約257万分の予算を計上。

（参考4）・災害対策基本法や国民保護法においても同様の規定あり。
・東日本大震災においても電気や運送等の課題が顕在化。

（参考5）災害対策基本法や国民保護法においても同様の規定があり、国民保護法では、緊急物資の輸送等のための交通規制の実施も規定。

（参考6）・国民保護法においても同様の規定あり。
・行動計画では、重度の場合は約64万人の死亡者を想定。

（参考7）災害対策基本法や国民保護法においても同様の規定があり、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」や「国民生活安定緊急措置法」等に基づく措置を規定。

（参考8）国民保護法においても同様の規定があり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」を適用し、例えば運転免許証の満了日の延長など行政上の権利利益に係る延長等を規定。

（参考9）災害対策基本法や国民保護法においても同様の規定があり、融資条件や融資対象者の範囲等の弾力的な取扱いを規定。